

令和6年度第2回一宮市障害者自立支援協議会本会

開 催 令和7年2月3日（月）午後1時30分～3時15分

場 所 一宮市役所本庁舎14階1401大会議室

出席者 委員16人

運営会議メンバー9人 障害者基幹相談支援センター相談員1人

部会員2人 尾張西部圏域地域アドバイザー1人 事務局11人

1. 開会

- ・福祉部障害福祉課長あいさつ、開会宣言、欠席者確認
- ・会長あいさつ、出席者紹介

（要旨）議事の説明のため、運営会議委員と障害者基幹相談支援センターの相談支援専門員が出席。尾張西部圏域地域アドバイザーには、各議題終了時に障害福祉に関する課題・最新動向などを拝聴。また、議事録署名者を選出。本日は傍聴人ありであることを確認。

議題（2）終了後に入場を許可。

2. 議題

（1）個別支援会議等（相談支援連絡会）の報告について

「1人の困りごとをみんなの課題へ」をスローガンに、個別支援会議報告を分析、地域課題を抽出。

＊事例

〔対象者〕

年齢 47歳 女性 精神障害者保健福祉手帳2級所持

グループホーム、就労継続支援B型、精神科デイケアを利用

〔状況〕

医療観察法の制度により、通院処遇が終了。

就労継続支援B型、精神科デイケアに安定的に通所。精神症状も安定。

本人より、もっと良いものを買いたいので収入を増やしたい。就労継続支援A型にステップアップしたい希望がある。

〔個別支援会議開催・検討した内容〕

本人の意向確認。就労継続支援B型の仕事は楽しい。心身の状態も落ち着いている。今より良いものを買いたいので、就労継続支援A型にステップアップの希望を確認。

就労継続支援B型からは、休まずに通所できている。他利用者との関係も良好。作業のスピードや効率化などスキルアップが図れるといいとの意見。

グループホームからは、通院、服薬も継続でき、生活が安定していることを確認。

支援方針として、現在通所している就労継続支援 B 型事業所で、施設外就労から開始し、段階的にステップアップを図っていくこととなる。

〔個別支援会議から抽出した地域の課題〕

- ・意思決定支援 本人の意思を尊重した支援方針の検討
- ・就労支援の体制づくり 就労のステップアップに向けて、就労支援体制の強化
- ・インフォーマルを含めた地域づくり 当事者同士が交流、情報交換できる機会の確保
- ・多機関との連携 支援者間の連携の強化

【触法障害者支援連絡会議】

ネットワークづくりと情報共有を目的に開催

〔令和 6 年 7 月開催の報告〕

弁護士より刑事事件の流れについて説明。

司法の立場として福祉との連携を必要とする場面の明確化。

グループ交流では、アルコール依存症で無銭飲食と刑務所の入退所を繰り返しているケースの検討を実施。

〔令和 6 年 11 月開催の報告〕

全国の地域生活定着支援センターの研修の一環として 2 名が参加。

愛知県地域定着支援センターより、「愛知における官民協働の実践」について講義。

刑事司法関係機関等との連携、県の地域ネットワーク強化業務の開始に伴い、県内 11 の福祉圏域ごとのネットワークづくりのまとめについて報告。

グループ交流では、拘置所でも引きこもりの方の事例を検討。

本人からの発信がほとんどない中、支援の方法について検討。

名古屋保護観察所より、更生保護についての説明の中で、令和 5 年 12 月より更生保護法が改正され、保護観察終了後も引き続き相談に乗れるようになる。

(2) 障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について

【障害者基幹相談支援センター報告】

〔相談支援体制の強化〕

事例検討会を月 1 回実施

市内の相談支援事業所に参加を呼びかけ、相談員が単独では解決が難しいケース、支援に困っているケースを事例に挙げ、基幹相談支援センター相談員、主任相談支援専門員で検討。

今年度から、毎回 2 名の主任相談支援専門員が参加。どのような方法でアプローチをすればよいか、考え方の方向性の助言や指導。ケースの理解を深めるとともに、課題解決を検討

する場となっている。今後も事例検討を通して学びを深め、支援の質の向上を図ることはもちろん、相談員と基幹相談支援センターの連携を深める。

計画相談学習会では、毎回グループワークを開催。活発な意見交流があり、相談員同士が気軽に情報交換や業務について話の出来る場となっている。今後も市の相談支援体制の連携・協力体制の構築・強化、相談員の資質向上のため内容を企画していく。

地域の相談員向け学習会の企画・運営。市内相談員の知識向上、支援体制強化を目的。

今年度から主任相談支援専門員に協力を仰ぎ、それぞれのスキルに合わせた内容を企画。

高齢者、医療、児童との連携を図る内容を企画。

[権利擁護・障害者差別解消に向けた取組]

- ・ 障害者差別解消に向けた取組
福祉マルシェにてチラシを配布

【虐待防止センター報告】

[相談・通報・届出件数等]

- ・ 2024（令和6）年度相談・通報・届出件数

2023（令和5）年度上半期と2024（令和6）年度上半期を比較

養護者虐待 39 件から 33 件、施設従事者虐待 18 施設 38 人から 11 施設 23 人と昨年度と比較すると若干の減少。使用者虐待はなし。

- ・ 虐待認定件数

養護者虐待 12 件 施設従事者虐待 9 件

施設従事者虐待の認定件数が伸びているのは、前年度に受け付けた事案が今年度に持ち越して認定したことによる。そのケースは5件8人。

養護者虐待の通報は警察通報が半分以上を占める。次に多いのが相談支援専門員。

[被虐待者の障害種別、虐待種別、虐待者の続柄、被虐待者の性別、年齢]

- ・ 報告資料を基に確認。

[虐待に対する対応状況]

- ・ 分離対応 5 件。分離しない対応 7 件。養護者に対する指導、助言、新たなサービスの利用、サービス等利用計画の見直しを実施。

[普及啓発について]

- ・ 障害者虐待防止講演会を開催。
- ・ 令和6年9月24日 講師 淑徳大学教授
- ・ テーマ「障害福祉施設等における虐待の防止に向けて～虐待防止と意思決定支援～」
- ・ 179 名が参加

【議題（1）、（2）についての質疑応答、意見】

（本会委員）虐待認定率が前年度と比較し、高くなっていると受け取った。児童虐待において、加害者側が否認した場合の虐待認定について難しいと思っている。今回報告のあった

ケースについて、否認しているようなケースも虐待認定することはあるのか。今回はたまたま自白があったのか、当事者が認めているのか、そのあたりを含めて教えてほしい。

(事務局) 今年度上半期は否認するといったケースはなかった。通報者以外の複数の証言を得られるかどうかということでも判断している。通報者が言われたことしか分からないものについては、認定しづらい状況にある。複数の方から証言をいただいたケースが認定となるものが多い。

(本会委員) 大半で当事者が認めていたと理解していいか。

(事務局) あまり自覚がないようなケースもある。丁寧に説明をすると、虐待に当たると理解され、認めるケースが多い。

【地域アドバイザーの意見】

・相談支援連絡会

医療観察法の対象者のケース。このケースは支援が上手くいった報告か。上手くいったが、それでも課題があるケースか。

・触法障害者支援連絡会議

罪を犯したことをきっかけで支援が必要な方につながるネットワークができていることは素晴らしい。長くやってきた中で、そこでつながって出会った方たちを支えていくための新しい仕組みや資源はどうなっているのか。もしそこでつまづいているなら、他地域の情報が様々あるので参考にし、出会った方を守り切れているか、支え切れているかの検証を考えるといい。

・基幹相談支援センター（虐待防止センター）

相談員個々のスキルアップの研修はやっているが、事業所間の価値観や認識の違いがあると感じている。事業所の底上げを考えると、別の仕組みが必要ではないか。

障害者差別に関して、実際に相談はあるのか。あるのであれば、どのような相談であったか。それに対して、どういう合理的配慮をしたか、あるいは上手くいかないケースではどのような建設的対話をしてどうなったのか、報告がないと分からない。困難なケースの場合、差別解消支援地域協議会が動いているならば、この協議会で客観的な判断ができるのではないか。協議会が無かったとしたら、具体的な申し立てに対して、どういうふうに協議していくのか。

(運営会議委員)

医療観察法のケースで支援が難しい方であった。市外から転入し、市内のグループホームに入居している。支援全体が上手くいっているという、まだまだ支援の途中のため、色々な課題があり、今回は就労に関する課題を検討。就労については方向性をつけることができたが、他にも課題はあるケース。市内に医療観察法に基づく指定通院医療機関があり、触法障害者支援の対応を求められることが増えていくと考えている。

(運営会議委員)

触法障害者支援連絡会議は立ち上がって10年近くになる。情報共有、ネットワークづく

りに力を入れてきた。アドバイザーの意見のように、せっかく出会った人たちがいるので、今も支援につながっているかといった、知る仕組みづくりを今後考えていかなければならないと考えている。

(基幹相談支援センター)

指摘いただいた、相談支援事業所の底上げ、差別解消の具体的な取組み、差別解消支援地域協議会の在り方等を検討していきたい。

(事務局)

昨年度、差別相談は1件。職場内での出来事の相談であった。このケースについては、愛知県労働局につないだ。

※傍聴人の入場。

(3) 生活支援部会、子ども部会、就労支援部会、運営会議等の報告について

【生活支援部会】

[1. 人材確保プロジェクト]

- ・「いちのみや福祉ジョブフェスタ」令和6年9月28日開催
13事業所が参加。150名の来場があり、6名の採用が決定
- ・「バスツアー」令和6年11月12日開催 市内5事業所を見学
21名参加 採用にはつながらなかったが、障害福祉の仕事に好印象の感想をいただく

[2. ヘルパー連絡会]

- ・令和6年10月24日開催
災害看護専門看護師等の講演会を開催 DMATの役割、福祉避難所の連携についてヘルパー、相談員50名が参加

[3. ホーム連絡会]

- ・令和6年9月4日開催 35名参加
虐待防止や現場の困りごとについて話し合い

[4. 行動援護サポートプロジェクト]

- ・令和6年10月15日開催 32名参加
事例発表をもとにグループワークを開催。情報共有とスキルアップを図る。

[5. 普及啓発プロジェクト]

- ・今年度からInstagramを開設

[今後の予定]

- ・大きな災害が起きたとき、障害者を取り残されないよう、安全を担保できる仕組みの検討
- ・人材確保、人材育成に力を入れた取組の継続

【子ども部会】

今年度は継続的に不登校の課題に取組にあたり、年度途中からスクールソーシャルワーカー、発達障害支援指導者も参画

〔全体会〕

- ・市内の障害児を取り巻く現状を把握し、課題の抽出と検討を実施
- ・今年度の取組みは不登校児の支援

〔不登校の現状把握〕

- ・実数、状態、学校教育課や各学校の取組み。教育支援センターの取組みだけでなく、学校以外の福祉や医療の取組みを情報共有し、整理。

〔不登校児への支援〕

- ・アドバイザーとして、発達障害支援指導者が参画し、発達障害と不登校について学ぶ。国の動向や他市町の取組みについて知る。その上で、一宮市にあるとよい資源を検討。
- ・愛知教育大学准教授による、「発達障害児の不登校の現状・要因について」と題して講演。
- ・発達障害がある故に不登校につながりやすい要因だけではなく、保護者・家庭をどのようにサポートしていくかが大きな課題であることを学ぶ。
- ・今ある資源を整理、必要な資源を開拓することが課題。資源を知っている人だけでなく、必要な人に知らせ、活用してもらうことが重要。どのように周知していくかを検討。

〔放課後等デイサービス事業所連絡会グループ〕

- ・今年度4回の研修や講演会を実施。今年度から放課後等デイサービスも不登校児への対応が求められている。そのため、職員からも不登校について学びたいという強い思いがある。
- ・10月24日「児童虐待の対応と連携について」と題して講演会を開催。不登校で家庭にいるが故に、どうしても虐待のリスクが高まりやすい。早期発見、早期対応が求められる。
- ・2月13日 発達障害で不登校を経験された当事者とその保護者に講師を依頼。経験談を話してもらう。

〔児童発達支援事業所連絡会グループ〕

- ・普及啓発グループが作成したサポートマップを活用し、グループワークを実施。
- ・10月24日、2月13日は放課後等デイサービス事業所連絡会と合同開催。

〔普及啓発グループ〕

- ・サポートマップの修正、更新。サポートブックの普及、啓発を検討。
- ・令和6年度 子ども部会講演会 12月11日開催
講師 特別支援教育ネット代表
内容 不登校児への理解と対応について
- ・部会員だけでなく、市民からの関心も高く、98名参加。

〔今後の予定〕

- ・不登校について継続的に検討。子どもの居場所だけでなく、保護者が相談できる場所。教育、福祉、医療や地域との連携。
- ・地域における児童発達支援センターを中核として、障害児の支援体制を整え、子どもを取り巻く課題に官民協働で取り組む。

【就労支援部会】

就労支援部会のテーマは、工賃向上、障害者雇用の促進

[福祉マルシェ i・愛・逢マーケット]

- ・令和6年1月の名鉄百貨店一宮店閉店に伴い、令和6年2月からイオンモール木曽川店で開催。
- ・移転に伴い、月々の売上が大幅に減少。
- ・この状況を打開するため、上記に加え、令和6年7月から月1回一宮西病院に出店。
- ・イオンモール木曽川店、一宮西病院での売り上げを合算しても、名鉄百貨店一宮店前での売り上げには達していない。再び一宮駅構内で開催できないか検討しているが、いい条件で出店することは困難であるため行き詰っている。
- ・ユニー株式会社より、アピタ、ピアゴの店舗の活用について案内があり、出店を検討中。
- ・工賃が下がった事業所もあるが、福祉マルシェの売り上げが原因ではなく、請負作業の減産によるもの。減産の理由としては、利用者の高齢化による障害の重度化が挙げられる。

[就労支援事業所勉強会]

- ・就労選択支援事業、就労アセスメントについて実施。

[企業交流会について]

- ・オンライン形式で稲沢市と合同開催。
- ・障害者雇用を進めている、もしくは検討している企業17社23名が参加。

[その他]

- ・就労支援機関見学会について
一般企業が就労支援事業所を見学する取り組みを開催。
- ・ハローワーク一宮管内の雇用失業等情勢について
障害者有効求人倍率、障害者就職件数は昨年からはほぼ横ばい。
2024年4月には障害者雇用率が2.3%に引き上げされた。2026年7月には2.7%に引き上げ予定。
- ・2024年度報酬改定が響き、就労継続支援A型事業所の閉鎖が見られ、求人が減り、採用基準が上がっている。
- ・就労支援機関マップ 2024年11月末時点の情報で更新。
- ・一宮東特別支援学校進路講話、一宮特別支援学校中等部への出張授業を実施。教育関係との連携。
- ・ピアサポート活動 各就労移行機関で実施している就労移行支援の卒業生を対象とした集まりを組織化できないか検討。2月15日に第1回を開催予定。

【日中活動事業所連絡会議】

会議を3ヶ月に1回開催。毎回35～40名の参加。

[会議の目的]

- ・障害児の進路保障。卒業後の進路確保のための情報交換、実際の事業所での対応について交流。
- ・日中活動事業所における実践の質の向上。支援度の高い方、虐待防止等の取組みの共有や意見交流。
- ・コロナ禍における関係機関の連携の継続。前々回から対面方式の再開。

[会議の内容]

- ・官民協働の地域課題、一宮市としての政策課題等について。
- ・高等部卒業後の行き場が不安。総量規制に端を発して、保護者、進路担当、相談員が苦勞している。
- ・自立支援協議会の仕組みを周知。個別支援会議から地域課題、政策課題の抽出・共有。
- ・人材確保と定着。
- ・就労継続支援 A 型事業所の事業経営の継続問題。

【医療的ケアネットワーク会議】

医療的ケア児支援グループ、医療的ケア者支援グループと別れて会議を行い、その上で医療的ケアネットワーク会議を開催。

・医療的ケア児支援グループ会議

福祉総合相談室が医療的ケア児の全員把握を実施。医療的ケア児等コーディネーターが協力。全員把握を広げていきながら、災害時の備えや個別の課題から地域課題を抽出していくよう検討。

医療的ケア児の就園先確保について。現在の保育園の入園基準だと、未歩行や医療的ケアがある場合は、限られた園での就園となる。個別の希望に添え切れていない現状がある。民間保育園の方に参加してもらい、保育の受入れ状況やニーズを伝える。

・医療的ケア者支援グループ会議

医療的ケアに対応した、おでかけマップの作成。
災害時の地域体制の対策。

[活動報告]

- ・第 4 回医療的ケアネットワークシンポジウム開催。にしおわり医療的ケア児支援センター主催に協力。

3 月 9 日 講師 飛驒市長

内容 「障害児・医療的ケア児と家族が安心して暮らせる地域づくりに向けて」

・うきうきプロジェクト

12 月 1 日 うきうきフェスタを一宮医療療育センターで開催。15 家族が参加。

・福祉ナース交流会

医療的ケアに関わる看護師の勉強会。

・医療的ケア児等コーディネーター会議

全員把握の方法やコーディネーターの役割について打ち合わせを実施。

[今後の課題]

- ・教育・保育の現場で、インクルーシブ文化を根付かせていく、広げていく。これにより、諸課題が解決の方向に向かっていくため、引き続き着目。子ども部会との連携も重要。
- ・保護者が安心して就労できる体制を整える。
- ・医療的ケア児の全員把握を活用し、災害時に備えた行動の周知、福祉避難所の利用方法。
- ・非常時の電源確保。

【地域生活支援拠点連絡会議】

登録状況 市内 25 か所の事業所。

[会議内容・活動報告]

- ・緊急時の受入れ体制、体験の場・機会づくりを中心に検討。
- ・医療的ケアが必要な方の緊急短期入所の受け入れ先が少ない。療養介護や施設入所支援の事業所では受入れがあるが、福祉型短期入所では看護師が不在であったり、対応が難しいというケースがある。実際に、法人内の別部署の看護師の手配をすることで対応してもらったり、他法人の生活介護事業所の看護師と連携したケースもある。
→短期入所中に訪問看護を利用できるといい。法人内や事業所間の協力に対応した場合、補助があるといいのではないかな。
- ・今年度の報酬改定で、施設入所支援からの地域移行が明記された。体験の場・機会づくりの場にも着目している。
- ・グループホームに入居している方が、別のグループホームの体験ができるようになる。広義の体験利用も広がっている。施設入所支援の利用者がグループホームの体験を実施し、少人数の環境の中で落ち着いて過ごせたというケースもあった。
- ・体験をすることで、選択肢が生まれ、利用者自身で意思決定をし、転居することができたケースもある。
- ・実施事例を蓄積し、拠点連絡会議だけでなく、協議会全体で交流し、仕組みの構築を検討していきたい。
- ・地域の体制づくりでも、医療的ケア、行動障害、重度心身障害の方を緊急的に短期入所で受け止めるなど、地域で支える体制を協議会として取り組んでいきたい。

【運営会議報告】

「活動状況」

- ・個別支援会議報告
- ・部会・連絡会議報告
- ・基幹相談支援センター報告
- ・日中サービス支援型グループホームのヒアリング

【個別支援会議事例の分析をとおした地域課題解決の取組みに関する報告】

- ・2024 年度重点課題への取組み

2023 年度の課題抽出より重点項目を選出。①連携、②権利擁護、③地域づくり・インフォーマルに関すること、④福祉サービスに関すること、⑤家族関係、⑥子どもに関すること、について各部会、連絡会議で検討、活動に反映。

- ・ 新たに見えてきた課題として、障害福祉サービスに携わる相談支援専門員、ヘルパーの慢性的な人材不足、専門的な知識を持った長期的な人材育成の必要性。個別支援会議で上がってくる福祉の立場、教育・保育の立場での現実的な対応の違いから見えてくる教育・保育の現場でインクルーシブの考え方が根付いていない現実がある。
- ・ 2024 年度当初に設定した重点課題だけでなく、運営会議での報告→検討→課題抽出により、新たに浮かび上がってきた課題についても、2025 年度に取り組むべき課題として検討を行っている。
- ・ 今後の地域課題の解決に向けて
相談支援連絡会から抽出されたすべての地域課題について、運営会議で検討し、該当する各部会・連絡会議にフィードバックすることで、自立支援協議会全体で地域課題を共有し、具体的な課題解決に向けて取り組んでいく。
地域特有の課題やニーズの多様化に応えるため、新たな社会資源の創設や、一宮市に即した支援の体制の仕組みづくりを官民協働で行っていく。

(4) 第 3 次一宮市障害者基本計画の進捗状況等について

「第 3 次障害者基本計画」

- ・ 令和 3 年度から 8 年度までの計画
- ・ 資料 48～55 ページ 施策の取り組み内容の一覧
- ・ 令和 5 年度の取り組み内容の一部を説明
「市民に対する講演会」「成年後見制度の利用促進」「障害者スポーツの裾野を広げる取組」について説明。

「第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」

- ・ 令和 3 年度から 5 年度までの計画
- ・ 資料 56～61 ページ 成果目標の達成状況
- ・ 成果目標の達成状況について説明

【議題 (3)、(4) についての質疑応答、意見】

(本会委員) 資料 33 ページ。日中活動事業所連絡会議開催の目的に、障害児の進路保障ということで、卒業後の進路確保のための情報交換や実際の事業所での対応について交流とある。児童相談センターでは療育手帳を発行している。面接で知能検査を実施する。IQ が出るが、それ以上に重要な情報として、個別のやり取りをする中で、分からない時に分からないと言えるかという問題がある。自分自身、就労支援をしていた経験があり、事業所からするとそれが非常に重要。職員としては SOS を出してくれれば、その時だけ対応すればいい。実際面接の場で、分からない時に分からないと言える子は、特別支援学級での経験があることが多い。通常学級で長らく在籍した子は、分からない時に分からないと言っ

でも対応してもらえ場面がほとんど無いので、言わなくなってしまう。保護者の了解は大前提であるが、学校や相談支援事業所と情報を共有することで、将来事業所で働くにあたり、適応できるかどうかを考えると重要である。共有できる機会が増えるといい。児童相談センターも会議に参加し、今のような話をする機会があるといいと思う。

(本会委員) 生活支援部会の報告で、大災害が起きた時に障害者の方も取り残されないようにするための施策を検討しているとあった。医師会で行っていることを紹介する。発災したとき、市民の方々に使ってもらえるよう医療救護所の設置を検討している。危機管理課と話をしていたのは平成 27 年が最後である。能登半島の発災を受け、ここ 1 年の間に救護所の設置場所、運営方法等を大きく改善するよう検討している。今後、危機管理課とも話を詰めていきたいと考えている。その他、例年保健所が主催する地域災害医療部会がある。施設を含めた様々な機関の連絡先の更新を行っている。連絡先が変更になって、施設に連絡がつかないことがあっては取り残されることになってしまう。例年 2 回集まり更新を行っている。愛知県では災害コーディネーターの研修を行っている。施設に取り残された方をどのように救っていくかを医師や行政職員などで検討する。学んだことを実際に持ち帰り、さらに進めることも目的としている。医師会は救護所で患者のトリアージをやらなければならないが、トリアージ研修会を年 1 回、愛知県救急医療部会で行っている。研修会参加者の要件について、施設に従事している方にも広げて実施した。来年度も下半期になるが、一宮市の電子連絡帳ささえ i ネットで参加を募る。施設従事者の方にも参加してほしい。利用者が倒れた際、病院に搬送することを優先すべき方なのか、それとも待つ方がいいのか。一宮市内には救急車が 10 数台しかない。一度に電話をしても救急車が来ない状況の中で、搬送をしないといけない。災害コーディネーターの医師が重症度を確認して、施設に救急車を向かってもらうことになる。まずは施設の方が慌てないで、優先度を定められるための研修会である。アナウンスがあれば参加をしてほしい。

(運営会議委員) 先日、福祉避難所について危機管理課、福祉総務課との話し合いの場があった。いい話し合いができた。現場としては、何かあったときに福祉避難所に人が押し寄せてくるのではないかと心配があった。現場の心配事と行政が考えている部分のすり合わせができた。福祉サービスを利用している方であると、利用している事業所や相談支援事業所につながっている方であれば手が届くが、どこにもサービスにつながってない障害のある方が取り残されてしまうのではないかと心配がある。そういった課題がある。福祉避難所での通信手段の問題もある。生活支援部会では協力事業所マップの作成、地域の協力事業所を集めること、本当に困っている方はどこにいるのか情報収集を最初に取り組んでいく必要があると感じた。以前部会には一宮市民病院のワーカーも参加していたが、コロナ禍もあり、なかなか参加ができなくなった。毎回は難しいので、災害対策を議論するときには一宮市民病院や協力病院の医師、ワーカーの方に参加してもらい協力いただけるといい。

【地域アドバイザーの意見】

- ・生活支援部会

人材確保について、初めて福祉と出会う方とどう出会うか、様々な取り組みをしている。福祉の現場は深刻で、各法人の努力で何とかなる状況ではない。このままでは福祉事業所間の人材の奪い合いが起きてしまうということが実際に起きている。大事にしているネットワークが壊れてしまう。福祉と出会った人材が福祉の現場を離れず、他の事業所に情報がいくような仕組みを作れないか。

医師会からも話があった。DMAT の話もあったが、DWAT (welfare) の話はなかなか出てこない。災害時の福祉の専門支援がどうなっているか、ぜひ一宮で検討してほしい。

昨年1月に株式会社が運営する事業所で虐待の問題があった。この問題についてはその事業所の問題だけでなく、他のグループホームでも問題はたくさん起きている。グループホームの構造上の問題がある。この話題を取り組まないのはもったいない。ホーム連絡会で取り組んでほしい。

- ・就労支援部会

障害者の就労に関して、昨年度は様々な新聞報道があった。報酬改定による就労継続支援A型の問題、利用者の切り捨て、雇用率、障害者の雇用代行の会社がでてきたりと、様々な問題があった。一宮市では障害者の就労に関する問題がどのようなことが起きているのか。問題があるのか、ないのか、あった場合は部会で何を取り組むかを整理できると、活動の広がりができるのではないかな。

- ・医療的ケアネットワーク会議

医療的ケア児支援法に則った支援体制がどう進んできているか、少し見えてくるといい。今年の1月、県外で呼吸器を使用している医療的ケア児の母親が呼吸器を外し、自らも薬を飲んだという衝撃的な事件があった。新聞報道がされていた。色々な方に聞くと、一生懸命子育てをしている保護者の方も、この気持ちは分からなくもないと聞く。本当に必要なのは事件が起きたときに処罰することよりも、日常の支援を充実させていくことが重要である。そのためには医療的ケア児の全員把握をし、みんなで見守っていく体制ができたらありがたい。

- ・地域生活支援拠点連絡会議

緊急時を一大事にしないというテーマでやってきた。一大事にしないためには、日常的な体験の機会が重要である。日常的に体験ができていない方が緊急時に備えられているとは思えない。一つの提案としては、日中活動サービス事業所を利用している方の希望者全員が必ずしも体験的な短期入所を使えていない中で、全員使えるようなことに取り組んでもらえたら少しでも体験の機会になるのではないかな。そういうニーズを落としていないか確認してほしい。

- ・運営会議

要の機能である。全体の舵取りと交通整理をしっかりとお願いしたい。一宮市は協議会が進んでおり、様々な活動をしている。障害のある方が幸せに暮らせる社会を作ることが、すべての人たちが暮らしやすい社会につながることを思い、一人ひとり出会った方を大事にする協議会にしてほしい。

(5) 令和 6 年度の障害福祉施策等について

令和 6 年度補助事業等について

「重度障害者受入れ補助金」

- ・令和 4 年度から実施。
- ・令和 5 年度からのメニューである、重度障害児受入れ促進について、月額 1 万 5000 円から 8 万円に増額。
- ・相談支援体制強化事業として、基幹相談支援センターの運営受託法人が運営している特定相談支援事業所の相談支援専門員の増員に対し、月額 15 万円を補助。

「字幕表示システム」

- ・令和 6 年 4 月に障害福祉課窓口に設置。音声を実タイムで認識し、コミュニケーションを円滑にすることで、窓口業務でのサービス向上や対応時間の短縮に寄与。外国語にも対応。

「障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）の指定事業所一覧の見直し」

- ・一覧表に曜日別空き状況と事業所ウェブサイトのアドレス、二次元コードを追加。
- ・利用者の保護者や相談支援事業所等からの要望も多く、空き状況の把握を実施。
- ・月 1 回の更新頻度で、どのくらい活用できるか検証。

令和 7 年度

「障害者基本計画等策定」

- ・令和 7、8 年度の 2 ヶ年で障害者基本計画等を策定。
- ・本会委員を障害者福祉専門分科会の臨時委員として委嘱。
- ・令和 7 年度に 2 回、令和 8 年度に 4 回開催予定。

「総量規制」

- ・生活介護、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスは継続して総量規制の対象となる予定。

(本会委員) 手話通訳者の設置はされていると報告があった。一方で、障害者差別解消法の施行後、私が把握しているのは手話通訳の派遣に関しては、厳しく判断されていると認識している。事業者も合理的配慮の提供が義務化となり、当然のこととなっている。チラシの裏面に合理的配慮の提供とは、と記載があり、負担が大きく配慮できない場合は当事者に丁寧に説明し、理解を得るよう伝えなければならないとある。私は弁護士なので、弁護士にすることしか十分に理解できていないが、手話通訳をあいち聴覚障害者センターに派遣を要請した場合、相談費用より手話通訳の費用が上回ることが起きる。弁護士の相談に関しては、一宮市は派遣を行っていないと認識している。おそらくは弁護士に限らず、その他の業種にも派遣は行っていないと思う。必要かどうかということについては、検討の余地はあると思う。意思疎通支援としての公費での派遣を検討いただきたい。現状、何かトラブルが生じた、差別解消法に関して差別的な取り扱いを受けたということを弁護士に相談すること自体

が困難である。相談しようと思ったときに弁護士のほうで手話通訳を用意してくださいと、通訳なしで伝えないといけない。繰り返しになるが、公費での派遣を検討していただきたいと考えている。

(事務局) 詳細は確認できていないが、利用する障害者の方が派遣を要請するケースであれば、使えるケースもあるのではないかと。例えば弁護士から派遣してもらえないと言われると、それは目的が違ってくる。合理的な配慮という、弁護士に限らず、事業所としてできることやっていただく。中にはできないこともあるので、対話しながら考えていくことが法の主旨でもあると思う。

(本会委員) 個別の判断があるのであれば、それでいいと思う。一宮市において、手話通訳研究会、聴覚障害者協会などの当事者団体においては、手話通訳派遣は弁護士相談では使えないという認識をしている。どういうケースなら利用できるということがあるなら、広報していただければと思う。

(事務局) 困る話であるならば今後考えていかないとはいけない。意見として承る。

(6) その他

- ・ 障害者相談支援センターについて

2013（平成 25）年から市内 6 法人に委託し、基幹相談支援センターを実施

今年度から 1 法人の委託が困難となり、他 5 法人と協議を重ね、公募型プロポーザル方式で委託事業所を募集。その結果、一般社団法人木漏れ日に決定。2025（令和 7）年度から委託開始予定。

- ・ 障害者自立支援協議会主催の講演会「障害者理解啓発講演会」の開催報告

- ・ 来年度の開催日程について

第 1 回 令和 7 年 7 月 28 日（月） 第 2 回 令和 8 年 1 月 30 日（金）

会場 一宮市役所本庁舎

3. 閉会

- ・ 会長あいさつ

- ・ 障害福祉課長から閉会宣言